

G-12 2002. 04. 24 しんぶん新聞 日刊紙 労働・大衆運動 05 頁 (全 624 字)
 働く意味を問い直す／全国センターなど 7 団体が共催 長時間労働の実態報告

就業・雇用形態	労働条件
正社員、派遣社員、アルバイト	労働時間、安全及び衛生

「働き方を見直す交流集会」が二十日、東京・文京区的全労連会館で開かれました。労働者の命と健康をむしばむ労働実態がひろがるなか、働く意味を問い直し、安心して働き続けられる社会のあり方を考えようと、働くもののいのちと健康を守る全国センターなど七団体が共催したものです。

集会では、六職場から非人間的な労働実態が次々と報告されました。

住友軽金属名古屋の労働者は、昼勤十三時間、夜勤十一時間の長時間夜勤交代勤務の実態を告発。リストラによる人手不足と相まって死亡事故の労働災害が連続三件発生するなど、労働者の命をないがしろにする会社の姿勢を批判しました。

「昼間は顧客めぐり、本来の設計の仕事はいつも夜六、七時ごろから始まる」と報告したのは、電機メーカー勤務のシステムエンジニア。「同じ九時～五時の勤務でも朝九時～翌朝五時がふつうになっている」と、恒常化した長時間労働の実態を話しました。

日本IBM藤沢事業所の労働者は、製造現場は派遣労働者やアルバイトが占め、正社員は一人もいない職場の不安定雇用労働者のひろがりについて発言。昼勤務で賃金が月十三万円、夜勤務で月二十万円という派遣労働者の大半が、夜は水商売、昼はコンビニなどで働いているという悲惨な実態を述べました。

航空労組連から、長時間乗務で乗務員の健康や空の安全が脅かされている実態、富士通の職場からは成果主義賃金の弊害、学校現場から労働基準法や労働安全衛生法を守らせるとりくみなどが紹介されました。

G-13 2002. 04. 16 しんぶん赤旗 日刊紙 労働・大衆運動 05 頁 (全 1623 字)
 VDT作業で新指針／労働者の要求反映 事業者の責任明確化／厚労省発表

就業・雇用形態	労働条件
正社員、パート労働者、派遣社員、契約社員、臨時的雇用者	安全及び衛生

厚生労働省は「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」をこのほど発表し、都道府県労働局長に通達しました。パソコンなどの画像表示端末（VDT）を使った作業負担から労働者の健康を守るための新たな指針です。十七年ぶりの見直しです。派遣、臨時職員にも適用。近年、職場におけるIT（情報技術）化が急速に進み、VDT作業がひろくおこなわれ、これにともなって心身の疲労を訴える労働者が急増しています。厚労省は各方面の専門家で構成した「検討会」を設置し、VDT作業における労働衛生管理のあり方について検討していました。

新指針は、作業者の心身の負担を軽減し、VDT作業を支障なくおこなえるよう事業者が講ずるべき措置について示したものです。事業者が新指針にそって安全衛生計画を作成し、作業環境の改善、適正な作業管理の徹底、労働者の健康管理の充実など労働衛生管理活動を計画的、組織的に進めるとしています。

同指針は、事務所でこなわれるVDT作業を対象としたものですが、事務所以外の場所でおこなわれる在宅ワーカーにも準じて適用されます。一般正社員、パートタイマー、派遣労働者、臨時職員など雇用形態にかかわらず対象です。

新指針のポイントを別項で紹介します。

VDT作業の種類 新指針は、VDT作業の種類や時間によって十四に細分化し、それぞれに応じた健康診断の基準や作業時間管理などを決めました。データや文書などの入力「単純入力型」、電話予約の受け付けなどの「拘束型」、文章作成や電子メールの送受信などの「対話型」、コンピューターのプログラム作成などの「技術型」、監視業務の「監視型」、携帯情報端末操作などの「その他の型」など六タイプに分類しています。各タイプをさらに作業時間ごとに二、三種類に分けています。新指針のポイント <作業環境管理> 作業者が支障なく作業ができるように、照明や採光、グレア（光源から受けるまぶしさ）の防止、騒音の低減措置などについて基準を定め、VDT作業に適した作業環境管理をおこなう。

<作業時間管理> 「単純入力型」と「拘束型」の作業に従事する作業員については、一連続作業時間が一時間を超えないようにし、次の作業まで10～15分間の休憩をとり、一連続作業時間ごとに一、二回程度の小休止を設ける。それ以外の型に該当する作業に従事する場合も、同様に作業休止時間や小休止を設けるよう指導する。

<業務量への配慮> 作業者の疲労の蓄積を防止するため、個々の労働者の特性を十分配慮した無理のない適度な業務量になるよう配慮する。

<VDT機器> VDT機器を事業場に導入する際は、作業者の健康への影響を考慮し、作業者がおこなう作業に最も適した機器を選択し、導入する。いす、机なども基準を定め、適合したものを選定する。

<健康管理> 作業の種類と作業時間に応じた健康診断を一年ごとに実施する。

一日の作業時間が四時間以上の「単純入力型」「拘束型」の作業員は目や筋骨格など全健康診断の項目を実施する。一日の作業時間が二時間以上四時間未満の「単純入力型」「拘束型」の作業員、同四時間以上の「監視型」「対話型」「技術型」「その他の型」の作業員は問診をおこない、医師が必要と認めた人は検査をおこなう。

以上に該当しない短時間作業の場合は、自覚症状を訴える人に必要な検査を実施する。

これらの健康診断の結果に基づき、産業界の意見を踏まえ、必要に応じて事業者にたいして保健指導などの適切な措置を講じるとともに、予防対策の確立を図る。

高齢者や障害者には働きやすいように必要な配慮をする。

新基準は、労働者や労働組合の要求を反映し、職場で活用できる積極的な内容をもっています。同時に、問題点や課題もあります。新指針違反に対する罰則規定などがなく、法的拘束力をもたず、一日の作業時間や夜勤交代制勤務者を配慮した作業時間の制限なども明記されていません。

G-14 2001.02.27 毎日新聞 東京朝刊 解説 写図有 4頁 (全2105字)

[記者の目] まかり通る労災隠し＝大島秀利 (大阪・特別報道部)

就業・雇用形態	労働条件
正社員、パート労働者、派遣社員	解雇、賃金、労働時間、安全及び衛生、健康保険、災害補償

◇被災者に「二重苦」強いる—あらゆる手段で防げ

仕事上の事故が起こっても事業者は国(労働基準監督署)に届けず、被災労働者は労災保険を使えない。治療費を自己負担したうえ解雇されたり、最悪の場合は障害が残ったり、死に至る—これを労災隠しという。言葉自体は以前から聞いていたが、日本中でまかり通っていることを、私は取材や読者の声で知った。実態にメスを入れるための本格的調査・対策はなかったと言っている。「分かっていたけど、何もしない」では、労働行政の存在意義が問われると思う。

「本来は労災保険の適用を申請すべきなのに、健康保険で処理していたケースが社会保険庁の調査で多数ある」。取材のきっかけはこんな情報だった。

同庁は、健保で処理された年間約3億枚もの診療報酬明細書(レセプト)の中から労災事故が原因と疑われるものをチェックしている。その結果、労災保険扱いとすべきものが過去10年間に約58万件も見つかった。労災保険なら患者が支払う必要がない自己負担分(治療費の2割)も、約40億円に達した。

労災事故が起これば、事業者は労基署に届け出ることが労働安全衛生法で義務づけられている。労災と認定されれば、被災労働者は労災保険が適用され、治療費負担を免れるほか、休業補償、解雇制限という身分保障、障害に応じた年金支給など健保にはない補償を受けられる。健保で処理すると、就労不能に治療費負担という二重苦に遭う。

社会保険庁の調査結果を昨年11月、旧労働省(現厚生労働省)にぶつけた。答えは「大半は意図的な労災隠しではないのではないか」だった。「なぜそう言えるのか。58万件の追跡調査をしたのか」と重ねて聞くと全く答えられなかった。「労災隠しが多発している証拠」という非営利団体の労災相談スタッフの認識との落差は大きい。

こうした取材結果を記事にした日から、読者からの投書やEメールが届き始めた。その内容に、私は目を覚まされる思いがした。

「仕事で負傷したが、会社には労災にすると言われた」「事故ゼロの連続記録達成のために、労災隠しをやっている」「労災事故を隠すため、救急車を呼ばないのは鉄則だ」……。

今日まで投書は大阪本社だけで約150件に上る。私は隠す側に「労災事故が起これば隠すのは業界の常識。しかも隠し通せる」といった労基署をなめ切った態度があるのを感じた。

確かに「10年間58万件」のすべてが労災隠しとは思わない。が、これはあくまでも書類で発覚した分だけの数字だ。しかも、調査対象は政府管轄の健保。市町村が運営する国民健康保険を使った労災隠しの存在も指摘されている。実際の労災隠しは、膨大な数に上るだろう。

この国を支えてきた大きな柱の一つが、勤勉な労働力といわれてきた。ところが、労災隠しは文字通り、体を犠牲にしてまで企業に尽くした人を使い捨てにする卑劣な行為で、重大な人権問題だ。一生懸命働いた者は報われる。仕事だけがや病気をしても補償される。そういう信頼があってこそ、品質の高いサービスや商品が生まれるはずだ。

国は、その信頼関係の担保として事業者から総人件費の約1%の保険料を強制徴収し労災保険を運営しているが、労災隠しに対して寛容すぎたのではないか。

ここで労働行政の二つの問題を指摘したい。一つは「不作為」の問題だ。賃金を払って労働者を雇ったら、正社員だろうと、アルバイト・派遣労働者だろうと、事業者はその人の分の労災保険関係が成立する。事業者が保険料を未納でも、被災労働者は労災保険の支給を受けられる仕組みだ。そういったことが個々の労働者にあまりにも知らされていない。

もう一つは、旧労働省が事業者から受け取った労災保険料をどのように使い、運用しているのか、ほとんど明らかにしない点だ。労災隠しに甘かったり、保険制度そのものを十分に宣伝しないのは、労災保険料で積み立てたお金を何らかの理由で手をつけたくないからではないか、との疑念すら抱かせる。旧総務庁行政監察局も「厚生・国民年金財政と比較して、基本的事項が公表されていない」と指摘している。

厚生労働省所管の財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団(KSD)をめぐる汚職事件が起きた今だからこそ、労災保険財政の詳細を分かりやすい形で公開すべきだ。

省庁再編で厚生労働省が誕生したのを機会の一つ提案したい。健康保険証の様式を改定して、労災保険制度の概要や請求方法を分かりやすく説明する項目を設けたらどうか。そこに、パート労働者や派遣労働者らも労災保険の適用対象になることや、労災隠しは罰せられることを表記するのだ。

被災労働者の意思が圧殺されて、労災が隠されるような事態は、あらゆる手段を講じて防がなければならない。

ご意見、ご感想は〒100-8051 毎日新聞「記者の目」係へ。メールアドレス kishanome@mbx.mainichi.co.jp

写真説明 労災保険の加入や申請手続きを説明するパンフレット。多くの種類があるが労災隠しはまん延している

G-15 2000.11.09 西日本新聞 朝刊 0版27面1段 27頁 (全673字)

待遇差別、企業側の認識不足 パート労働環境改善を熊本労働局が21日セミナー法律の周知目指す／くまもと WIDE

就業・雇用形態	労働条件
正社員、パート労働者	解雇、安全及び衛生

熊本労働局は二十一日午後一時半から、熊本市千葉城町のKKRホテル熊本で、パートタイム労働セミナーを開く。結婚後も働く女性の増加などから、パート人口は増えているが、労働環境の改善は正社員に比べ遅れている。セミナーでは企業に、パートタイム労働法の趣旨などを説明し、パート労働者をめぐる現状の改善を求める。

同労働局によると、県内のパート人口は一九九五年度から年々増加、九八年度は前年度比六・五パーセント増の約六万六千人で、雇用者全体に占める割合は一五・六パーセントに上る。パート人口の増加傾向について同労働局は「女性の社会進出に加え、企業が業績回復に向けた経営効率化で、正社員からパートに切り替えて人件費を抑えるケースが増えたため」と分析している。

だが、パート人口が増える一方、正社員との待遇差別の問題も顕在化。リストラではまずターゲットとなり、予告もなく解雇されたり、雇用の際に労働条件が明示されないなどのトラブルは絶えない。中にはパート労働者を、労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法など労働各法の「適用外」と受け止めている認識不足の企業も少なくないという。

パート雇用をめぐるこうした誤った認識を是正し、パート労働者を保護するため、パートタイム労働法が九五年十二月施行。今回のセミナーでは「適正な労働条件の確保や福利厚生の実施などを講じ、パートの能力を有効に発揮できる環境づくり」という同法の指針の説明を中心に、日本労働研究機構（東京）研究員による講演会などが行われる。

入場無料。問い合わせは同労働局雇用均等室＝096（352）3865。

研究成果の刊行に関する一覧表

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
山田誠二	研究・開発分野における過重労働による健康障害防止の取組み	労働省労働衛生課監修	「産業医のための事例でみる事業者が行う就業上の措置」	産業医学振興財団	東京	2004	77-83
山田誠二			「産業医の覚書—拡大する産業医活動の軌跡」	産業医学振興財団	東京	2005	1-214

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
M. NAKAO, et al.	Relationship between major depression and high serum cholesterol in Japanese men.	Tohoku J Exp Med	204	273-287	2004
A. ISSHIKI, et al.	Application of subjective symptom checklist for screening major depression by annual health examinations: a cross-validity study in the workplace.	J Med Screen	46	423-428	2004
NOMURA, et al.	Efficacy and effectiveness of liver screening program to detect fatty liver in the periodic health check-ups.	J Occup Health	46	423-428	2004
T. TAKEUCHI, et al.	Relationship between smoking and major depression in a Japanese workplace.	J Occup Health	46	489-492	2004
M. NAKAO, et al.	Relationship between brachial-ankle pulse wave velocity and heart rate variability in young Japanese men.	Hypertension Research			(in press)

Y. YAMADA, Y. NOBORISAKA, M. ISHIZAKI, I. TSURUTANI, R. HONDA, S. YAMADA	Alcohol consumption, homeostasis model assessment indices and blood pressure in middle-aged healthy men.	J. Hum. Hypertens	18	343-350	2004
F. SAKAMOTO, S.YAMADA, Y.UETA	Centrally administered orexin-A activates corticotrophin-releasing factor-containing neurons in the hypothalamic paraventricular nucleus and central amygdaloid nucleus of rats: possible involvement of central orexins in stress-activated central CRF neuron.	Regul. Pept.	18	183-191	2004
Y. YAMADA, Y. NOBORISAKA, M. ISHIZAKI, R. HONDA, I. TSURUTANI, S. YAMADA	Association between cigarette consumption and proteinuria in healthy Japanese men and women from an occupational population.	J. Occup. Health	46	365-373	2004
M. NISHIKITANI, M. NAKAO, K. KARITA, K. NOMURA, E. YANO.	Influence of Overtime Work, Sleep Duration, and Perceived Job Characteristics on the Physical and Mental Status of Software Engineers.	INDUSTRIAL HEALTH.			(投稿中)